

第	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
	④・無期限
平成18年3月17日から 平成28年3月16日まで	

基発第0317012号
平成18年3月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」の一部改正について

平成11年4月1日付け基発第191号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について」については、地方運輸機関との合同監督・監査を実施すること等に伴い、別表右欄を左欄のとおり改正し平成18年4月1日から運用することとしたので、了知の上、効果的な監督指導等の実施に遺憾なきを期されたい。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">基 発 第 191 号 平成 11 年 4 月 1 日 改正 基 発 第 0317012 号 平成 18 年 3 月 17 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長</p> <p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について</p> <p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保対策については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。)に基づき推進しているところであり、その運用については、平成 9 年 3 月 11 日付け基発第 143 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(以下「143 号通達」という。)をもって指示しているところであるが、<u>今後は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導等については、下記によることとしたので、遺憾なきを期されたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監督指導等における基本的な考え方について 改善基準告示は、中央労働基準審議会自動車運転者労働時間問題小委員会での関係労使の代表の合意の下に策定されたものであり、まずもって労使自らがその適正な運用を図るべきものであることから、労働基準監督機関としては、関係労使の改善基準告示の遵守のための自主的な取組みを促進することを主眼に、改善基準告示による労働時間の管理等の徹底を図る必要がある。 このため、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導</p>	<p style="text-align: center;">部 内 限</p> <p style="text-align: center;">基 発 第 191 号 平成 11 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県労働基準局長 殿</p> <p style="text-align: center;">労働省労働基準局長</p> <p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための監督指導等について</p> <p>自動車運転者の労働時間等の労働条件確保対策については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。)に基づき推進しているところであり、その運用については、平成 9 年 3 月 11 日付け基発第 143 号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」(以下「143 号通達」という。)をもって指示するとともに、<u>自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導等については、平成 9 年 3 月 26 日付け基発第 203 号「自動車運転者の労働時間等の労働条件確保のための当面の監督指導等について」(以下「203 号通達」という。)に基づき行ってきたが、週 40 時間労働制の定着のための指導期間が本年 3 月 31 日をもって終了したことから、本年 4 月 1 日以後は下記によることとしたので、遺憾なきを期されたい。</u> <u>なお、203 号通達は本通達をもって廃止する。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監督指導等における基本的な考え方について 改善基準告示は、中央労働基準審議会自動車運転者労働時間問題小委員会での関係労使の代表の合意の下に策定されたものであり、まずもって労使自らがその適正な運用を図るべきものであることから、労働基準監督機関としては、関係労使の改善基準告示の遵守のための自主的な取組みを促進することを主眼に、改善基準告示による労働時間の管理等の徹底を図る必要がある。 このため、自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保のための監督指導</p>

等に当たっては、引き続き改善基準告示の周知に積極的に努めることが必要である。

また、労働基準法等関係法令の厳正な履行を図ることはもとより、改善基準告示の遵守の徹底を図るため、的確な監督指導を実施するものとする。

なお、効果的な監督指導を実施するため、関係行政機関との緊密な連携を図ること。

おって、改善基準告示においては、労使協定を要件として一定の範囲で拘束時間等の弾力的運用を可能としている趣旨を踏まえ、当該労使協定における労使の合意を尊重しつつ、労使協定に係る改善基準告示の円滑な定着を図ることに留意すること。

2 周知等について

(1) 改善基準告示の周知については、143号通達の記の第3の重点対象に対して、集団指導の実施等により積極的に取り組むこと。その際、関係業界団体を有効に活用することに留意すること。

なお、当該団体に属さない事業場が増加していることにかんがみ、当該事業場も対象とすることに留意すること。

(2) 改善基準告示等に係る集団指導については、講師に自動車労務改善推進員を活用する等効果的・効率的な実施に配慮すること。

(3) 必要に応じ、荷主等関係者及びその団体に対しても改善基準告示を周知し、発注に際し配慮するよう理解を求めること。

3 監督指導の実施について

(1) 重点対象

イ
ロ
ハ
ニ

(2) 監督指導対象事業場の選定に当たっての留意点

イ

等に当たっては、引き続き改善基準告示の周知に積極的に努めることが必要である。

また、労働基準法等関係法令の厳正な履行を図ることはもとより、改善基準告示の遵守の徹底を図るため、的確な監督指導を実施するものとする。

なお、改善基準告示においては、労使協定を要件として一定の範囲で拘束時間等の弾力的運用を可能としている趣旨を踏まえ、当該労使協定における労使の合意を尊重しつつ、労使協定に係る改善基準告示の円滑な定着を図ることに留意すること。

2 周知等について

(1) 改善基準告示の周知については、143号通達の記の第3の重点対象に対して、集団指導の実施等により積極的に取り組むこと。その際、関係業界団体を有効に活用することに留意すること。

なお、当該団体に属さない事業場が増加していることにかんがみ、当該事業場も対象とすることに留意すること。

(2) 改善基準告示等に係る集団指導については、講師に自動車労務改善推進員を活用する等効果的・効率的な実施に配慮すること。

(3) 必要に応じ、荷主等関係者及びその団体に対しても改善基準告示を周知し、発注に際し配慮するよう理解を求めること。

3 監督指導の実施について

(1) 重点対象

イ
ロ
ハ
ニ

(2) 監督指導対象事業場の選定に当たっての留意点

イ

ロ [Redacted]
ハ [Redacted]

(3) 実施時期
監督指導の実施時期は、次のとおりとすること。

イ [Redacted]
ロ [Redacted]

(4) 合同監督・監査の実施
効果的な監督指導を実施するため、(1)のイに掲げる対象について地方運輸機関と協議の上、合同監督・監査を実施すること。

4 [Redacted]
次に掲げる事業場については、必要に応じ、時機を逸することなく監督指導を実施すること。

イ [Redacted]
ロ [Redacted]
ハ [Redacted]
ニ [Redacted]

5 監督指導等に伴う措置について
(1) 監督指導に当たっては、改善基準告示及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(以下「93号通達」という。)の記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」についてその徹底を図ることとし、改善基準告示に示す各事項に反する事案については、是正勧告書を交付すること。

ロ [Redacted]
ハ [Redacted]

(3) 実施時期
監督指導の実施時期は、次のとおりとすること。

イ [Redacted]
ロ [Redacted]

4 [Redacted]
次に掲げる事業場については、必要に応じ、時機を逸することなく監督指導を実施すること。

イ [Redacted]
ロ [Redacted]
ハ [Redacted]
ニ [Redacted]

5 監督指導等に伴う措置について
(1) 監督指導に当たっては、改善基準告示及び平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」(以下「93号通達」という。)の記の第3の「労働時間等の取扱い及び賃金制度等に関する基準」についてその徹底を図ることとし、改善基準告示に示す各事項に反する事案については、是正勧告書を交付すること。

また、過重労働による健康障害の防止の徹底を図るため、時間外労働の実態を確認し、平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき、必要な指導を行うこと。

なお、36協定における時間外・休日労働については、改善基準告示における拘束時間に則したものとなるよう指導することとし、その際、143号通達記の第2の6のモデル36協定を活用すること。

(2) [Redacted]

(3) 93号通達の記の第3の基準に適合していない事案については、その改善に指導票を交付すること。

(4) 是正勧告書及び指導票の記載に当たっては、別紙「改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例」を参照すること。

(5) [Redacted]

(6) なお、監督指導等に伴う措置を行うに当たって以下の点に留意すること。

イ [Redacted]

ロ 改善基準告示に係る適用除外業務について、当該適用除外業務の有無及び有る場合の従事期間の確認に当たっては、平成9年3月26日付け基発第201号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について」の記の3において示した記録等をもってすれば足りること。

6 関係行政機関との連携について

(1) 自動車運転者の労働条件改善のための運輸通報通達及び警察通報通達に基づく通報制度については、その円滑な運用に努めること。

(2) 地方運輸機関及び警察機関との連携を強化し、情報交換を行うなど効果的・効率的な行政の推進に努めること。

なお、36協定における時間外・休日労働については、改善基準告示における拘束時間に則したものとなるよう指導することとし、その際、143号通達記の第2の6のモデル36協定を活用すること。

(2) [Redacted]

(3) 93号通達の記の第3の基準に適合していない事案については、その改善に指導票を交付すること。

(4) 是正勧告書及び指導票の記載に当たっては、別紙「改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例」を参照すること。

(5) [Redacted]

(6) なお、監督指導等に伴う措置を行うに当たって以下の点に留意すること。

イ [Redacted]

ロ 改善基準告示に係る適用除外業務について、当該適用除外業務の有無及び有る場合の従事期間の確認に当たっては、平成9年3月26日付け基発第201号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について」の記の3において示した記録等をもってすれば足りること。

6 関係行政機関との連携について

(1) 自動車運転者の労働条件改善のための陸運通報通達及び警察通報通達に基づく通報制度については、その円滑な運用に努めること。

なお、陸運通報通達の記の3の(1)における「道路運送法」を「道路運送法及び貨物自動車運送事業法」と読み替えること。

(2) 陸運関係機関及び警察機関との連携を強化し、情報交換を行うなど効果的・効率的な行政の推進に努めること。

7 自動車運転者に係る 36 協定届等の受理について

(1) 自動車運転者に係る 36 協定届が提出された場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定書(写)等添付された資料で改善基準告示に違反するものでないかどうかを審査するとともに、それが改善基準告示に違反するものである場合には、改善基準告示に則した協定となるようパンフレット等を活用し必要な指導を行うこと。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る労働基準法施行規則第 66 条による 1 年単位の変形労働時間制に関する協定が届け出られた場合には、平成 9 年 2 月 14 日付け基発第 93 号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」の記の 5 の(1)に基づき、年間所定休日日数を 80 日以上として、制度の導入前より所定休日日数を増加させることが望ましいものであることについて口頭で指導すること。

なお、指導に当たっては、強制にわたることのないよう留意すること。

おって、対象期間が 3 カ月を超えるものについては労働日数の限度が 1 年当たり 280 日とされたことから年間所定休日日数は 85 日(うるう日を含む場合には、86 日)以上とすること。

(別紙)

改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例

(以下略)

7 自動車運転者に係る 36 協定届等の受理について

(1) 自動車運転者に係る 36 協定届が提出された場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定書(写)等添付された資料で改善基準告示に違反するものでないかどうかを審査するとともに、それが改善基準告示に違反するものである場合には、改善基準告示に則した協定となるようパンフレット等を活用し必要な指導を行うこと。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る労働基準法施行規則第 66 条による 1 年単位の変形労働時間制に関する協定が届け出られた場合には、平成 9 年 2 月 14 日付け基発第 93 号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」の記の 5 の(1)に基づき、年間所定休日日数を 80 日以上として、制度の導入前より所定休日日数を増加させることが望ましいものであることについて口頭で指導すること。

なお、指導に当たっては、強制にわたることのないよう留意すること。

おって、対象期間が 3 カ月を超えるものについては労働日数の限度が 1 年当たり 280 日とされたことから年間所定休日日数は 85 日(うるう日を含む場合には、86 日)以上とすること。

(別紙)

改善基準告示違反等に関する是正勧告書及び指導票の記載例

(以下略)